

運営指導における指導事項について

(介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護)



宮崎県福祉保健部長寿介護課



内容

- ① 指導とは（指導・監査）
- ② 指摘事項の例



① 指導とは（指導・監査）



指導の目的

介護保険施設に対し、**関係法令に定める基準、介護報酬の請求等**が**適正**に実施されるようその内容を**周知徹底**すること

指導

介護保険施設等への支援

集団指導

…講習等の形式で実施するもの

運営指導

…各施設を訪問して指導するもの

監査

重大な違反や報酬の不正請求が疑われる場合等に実施



運営指導の流れ

① 日程調整

② 実地通知の送付（県→事業所）

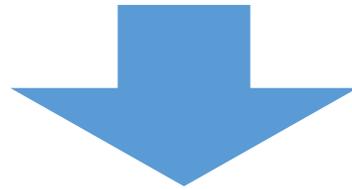
③ 書類の確認やヒアリングの実施

④ 結果通知の送付（県→事業所）

⑤ 改善報告書の提出（事業所→県）



重大な違反や**報酬の不正請求**が疑われる場合等に実施



不正の事実が確認された場合

→指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止等の行政処分を行う。



② 指摘事項の例



指摘事項の例（介護報酬）

事例①

加算の要件を満たしたことが確認できる書類を保存していなかった。

（例） 短期集中リハビリテーション実施加算【介護老人保健施設】

短期集中リハビリテーション実施の記録が確認できないものについて、介護報酬を算定していた。

➡ 加算の要件を満たしたことが確認できる書類を保存すること。



指摘事項の例（介護報酬）

事例②

加算の要件を満たさずに介護報酬を算定していた。

（例） 入所前後訪問指導加算【介護老人保健施設】

入所予定日前30日から入所後7日までの間に、施設サービス計画の策定等を行う必要があるが、実施せずに介護報酬を算定していた。

 加算の要件を再確認し、適切に介護報酬の算定を行うこと。



指摘事項の例（介護報酬）

事例③

介護老人保健施設と通所リハビリテーションを兼務する職員について、勤務時間が区分されていなかった。

➡ サービス種別ごとに勤務時間を**明確に区分**すること。



指摘事項の例（身体拘束）

事例④

介護老人保健施設において、身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催せず、研修を定期的に（年2回以上）実施していなかった。

➡ 以下の措置を講じること。（介護老人保健施設の場合）

- 身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催
結果について、職員に対し周知徹底

- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備

- 研修を定期的に実施

※研修は年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施

実施内容について記録すること



指摘事項の例（身体拘束）

事例⑤

緊急やむを得ず身体的拘束を実施にあたって、検討が不十分であった。
また、どのような身体的拘束行ったか記録がなかった。

指定基準では以下のとおり明記

「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」



指摘事項の例（身体拘束）

緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならないおそれのある入所者がいる場合

- 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、上記項目について**記録**を行う。
要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。

切迫性

非代替性

一時性

3要件を満たしていることを確認し、慎重に検討

指摘事項の例（入浴の実施）

事例⑥

入浴又は清拭の記録がなく、客観的に実施の確認ができなかった。

➡ 「1週間に2回以上、適切な方法により、入所者（利用者）を入浴させ、又は清しきししなければならない」

実施内容について**記録**を行うこと



指摘事項の例（食事の提供）

事例⑦

不適切な時間（午後 4 時）に夕食の提供を行っていた。

➡ 「入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。」

夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、
早くても午後 5 時以降とすること。

指摘事項の例（運営規程）

事例⑧

運営規程に記載すべき事項の記載がなかった。

➡ 以下の規定を定めること。（介護老人保健施設の場合）

- ①施設の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③入所定員
- ④入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥非常災害対策
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項（[R6.4.1から義務化](#)）
- ⑧その他施設の運営に関する重要事項

業務負担軽減等の観点から、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」として記載することも差し支えない



指摘事項の例（変更許可申請）

事例⑨

県知事の許可を受けずに、変更を行っていた。

➡ 介護老人保健施設・介護医療院について、次のスライドに掲げる事項を変更しようとする場合は、事前に変更許可・承認の申請をすること。



介護老人保健施設・介護医療院に関する変更手続について

以下の事項を変更する場合は、あらかじめ、所管保健所に以下の申請書を提出する必要があります。許可又は承認される前に変更することはできませんので、御留意ください。

開設許可事項変更申請書

- 敷地面積
- 建物の構造
- 施設の共用の場面の利用計画
- 運営規定（従業者の職種・員数・職務内容、入所定員の増加に関する事項に限る。）
- 協力医療機関（協力歯科医療機関を変更する場合は、変更届を提出）

【関係法令】介護保険法第94条第2項、施行令第136条第2項

補足 構造設備の変更を伴うものは、手数料（収入証紙33,000円）が必要となります。

管理者承認申請書

- 管理者 【関係法令】介護保険法第95条、施行令第136条第6項

補足 承認を受けた後は別途、変更届を提出する必要があります。

様式等について

申請様式等は以下の県ホームページに掲載されておりますので、御確認ください。

【県ホームページ】<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20230416184144.html>



指摘事項の例（非常災害対策）

事例⑩

非常災害に関する具体的な計画が未作成であった。

➡ 以下を実施すること。

- ・ 非常災害に関する具体的な計画の作成
- ・ 関係機関への通報及び連携体制の整備
- ・ 定期的に職員に周知
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施

➡ 地域住民の参加が得られるよう連携に努めること（R3介護報酬改定で追加）



指摘事項の例（衛生管理等）

事例⑪

介護老人保健施設において、感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催せず、研修を定期的に（年2回以上）実施していなかった。

➡ 以下の措置を講じること。（介護老人保健施設の場合）

- ・ 感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催
結果について、職員に対し周知徹底
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- ・ 研修及び訓練を定期的に実施（訓練はR6.4.1から義務化）
※研修は年2回以上実施するとともに、**新規採用時には必ず実施**

実施内容について
記録すること

指摘事項の例（苦情処理）

事例⑫

苦情を受け付けるための窓口等について周知されていなかった。

➡ 苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じるとともに、
苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録すること。

- ・ 相談窓口
- ・ 苦情処理の体制
及び手順 等

- ・ サービスの内容を説明する文書に記載
- ・ 施設に掲示 等



指摘事項の例（事故発生防止）

事例⑬

事故の発生又はその再発を防止する取り組みが不十分であった。

➡ 以下の措置を講じること。（介護老人保健施設の場合）

- ・ 事故発生の防止のための**指針**を整備
- ・ 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する**周知徹底**
- ・ **事故防止検討委員会**及び**研修**を定期的を実施
※研修は**年2回以上**実施するとともに、**新規採用時**には必ず実施
- ・ **事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を配置（R3.10.1から義務化）**



指摘事項の例（事故発生防止）

事例⑭

サービス提供中に発生した事故について、市町村に報告していなかった。

- ➡ サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに**市町村**及び**入所者の家族等に報告**
- ・ 事故の状況及び処置の方法について**記録**
- ・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに実施

